

戸籍の届書の新様式について

2022年2月

令和3(2021)年5月12日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)が成立し、同月19日に公布された。同法は、同年9月1日から施行されている。これにより、戸籍法や民法の一部改正等が行われた。

1 戸籍法が改正され、戸籍の届出における押印義務が廃止された。ただし、改正後も届出人が届書に任意に押印することは可能である。明治4(1871)年の戸籍法による壬申戸籍において印鑑が記載事項とされたことを始め(高沢淳夫「はんこの社会史にむけて—日本的「信用」の現象形態—」ソシオロジ38巻2号(1993年)59頁)、我が国では従来から戸籍届書に押印をすることとされてきた。さらに、重要な文書には押印するという慣習や、婚姻の届出における押印をなくすべきではないとの国民の声などを考慮して、押印欄は残され、任意という扱いになったものである(法務省民事局「戸籍届書の様式変更について」https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00827.html)。

また、婚姻届書と離婚届書に、「父母」欄に加えて新たに「養父母」欄が設けられた。普通養子縁組により実父母と養父母のいる当事者はいずれとも法律上の親子関係があるため、実親・養親両方の氏名を届書に記載することが求められるが(戸則56条2号)、従来の届書には「父母」欄しかなく、養父母の氏名は「その他」欄に書くこととされていた(なお、養父母の氏名を「父母」欄に記入しても届出は受理されるが、後で役所により訂正される。)。今回の改正で「養父母」欄を設けることにより、この点への対応が行われた。

【WEB資料】各種届出「従前の様式」「新様式」も参照。

2 外国にいる日本人の遺言の方式に関する民法984条も改正された。すなわち、同条は「日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。」と規定するが、これに後段として、「この場合においては、第969条第4号又は第970条第1項第4号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第969条第4号又は第970条第1項第4号の印を押すことを要しない。」という一文が加えられた。これにより、日本の領事の駐在する地にいる日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をする場合、遺言者と証人の押印は不要となった。ただし、秘密証書遺言における民法970条1項1号・2号の遺言者の押印・封印は従来通り必要である。

(常岡史子)